

横浜市宮崎地域ケアプラザ通所介護 第1号通所事業運営規定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ハマノ愛生会が運営する横浜市宮崎地域ケアプラザで行う通所介護・横浜市通所介護相当サービス事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(運営方針)

第3条 本事業において提供する通所介護・横浜市通所介護相当サービスは、関係する厚生労働省令・告示、横浜市の趣旨及び内容に沿ったものとする。

1. 利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護・横浜市通所介護相当サービス介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
2. 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
3. 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
4. 常に提供したサービスの質の管理・評価を行う。
5. 居宅サービス計画が作成されている場合は当該計画に沿った通所介護・横浜市通所介護相当サービスを提供する。
6. 事業の実施の当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は次のとおりとする。

横浜市宮崎地域ケアプラザ（以下、「事業所」という）

(事業所の所在地)

第5条 本事業所の所在地は次のとおりとする。

横浜市西区宮崎町2番地

(職員の職種・員数及び職務内容)

第6条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。

一、 管理者 1名

管理者は、職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二、 生活相談員 3名以上

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

三、 看護職員 3名以上

看護職員は、健康チェック等を行うことにより、利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するためには必要な処置を行う

四、 介護職員 15名以上

介護職員は、通所介護・横浜市通所介護相当サービスの提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対して適切な介護を行う

五、 機能訓練指導員 3名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う

(営業日及び営業時間)

第7条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

一、 営業日 年中無休とする。但し、12月29日から1月3日までを除く

二、 営業時間 午前8時15分から午後5時までとする。但し、サービス提供時間は午前9時00分から午後4時30分までとする

(利用定員)

第8条 1日に横浜市通所介護相当サービスの定員数は通所介護の定員35名の中に含まれるものとする。

(通所介護・横浜市通所介護相当サービスの内容)

第9条 通所介護・横浜市通所介護相当サービス事業の内容は次のとおりとする。

一、 日常生活上の援助・相談

日常生活動作能力に応じて必要な介助を行う

通所介護対象：ア、排泄の介助 イ、移動の介助

二、 健康状態の確認

三、 機能訓練サービス

利用者が、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供する

ア. 日常生活動作に関する訓練

イ. アクティビティ

ウ. グループワーク

エ. 行事的活動

オ. 体操

カ. 趣味活動

四、送迎サービス

通所介護相当サービス対象：必要に応じて行う

通所介護対象：障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については、専用車輛により送迎を行い、送迎車輛への昇降及び移動の介助を行う

五、入浴サービス

通所介護相当サービス対象：必要に応じて行う

通所介護対象：居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する

六、食事サービス

ア. 準備・後始末の介助

イ. 食事摂取の介助

ウ. その他必要な食事の介助

七、相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う

ア. 日常生活動作に関する訓練の相談・助言

イ. 福祉用具の利用法の相談・助言

ウ. 住宅改修に関する情報提供

エ. 家族会の開催

オ. その他必要な相談・助言

(通所介護・横浜市通所介護相当サービス介護計画の作成等)

第10条 通所介護・横浜市通所介護相当サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況や希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に通所介護・横浜市通所介護相当サービス介護計画を作成する。また、すでに通所介護・横浜市通所介護相当サービス居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護・横浜市通所介護相当サービス介護計画を作成する。

2. 通所介護・横浜市通所介護相当サービス介護計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し同意を得る
3. 利用者に対し、通所介護・横浜市通所介護相当サービス介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理・評価を行う

(通所介護・横浜市通所介護相当サービスの利用料)

第11条 本事業所が提供する通所介護・横浜市通所介護相当サービスの利用料は、介護報酬の告示上の額とする。但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

一、 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う通所介護に要した交通費

…………公共交通機関を用いて要した額

二、 食費（おやつ代50円含む）…………食事1回分につき850円

三、 おむつ代…………実費

四、 前各号に掲げるものの他、通所介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活において通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適當と認められる費用

.....実 費

2. 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で同意を得る。併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

3. 利用料の支払いは、銀行口座振込み又は自動口座引落としにより、指定期日までに受ける。

《通所介護サービス利用料》

(7 時間～8 時間未満)

費用区分	利用区分					
	□ 要介護 1	□ 要介護 2	□ 要介護 3	□ 要介護 4	□ 要介護 5	
単位	658単位	777単位	900単位	1,023単位	1,148単位	
介護保険適用時の 1日あたりの 自己負担額	1割負担 706円	833円	965円	1,097円	1,231円	
	2割負担 1,411円	1,666円	1,930円	2,194円	2,462円	
	3割負担 2,116円	2,499円	2,895円	3,290円	3,692円	

(6 時間～7 時間未満)

費用区分	利用区分					
	□ 要介護 1	□ 要介護 2	□ 要介護 3	□ 要介護 4	□ 要介護 5	
単位	584単位	689単位	796単位	901単位	1,008単位	
介護保険適用時の 1日あたりの自己負 担額	1割負担 626円	739円	854円	966円	1,081円	
	2割負担 1,252円	1,478円	1,707円	1,932円	2,161円	
	3割負担 1,878円	2,216円	2,560円	2,898円	3,242円	

(3 時間～4 時間未満)

費用区分	利用区分					
	□ 要介護 1	□ 要介護 2	□ 要介護 3	□ 要介護 4	□ 要介護 5	
単位	370単位	423単位	479単位	533単位	588単位	
介護保険適用時の 1日あたりの自己負 担額	1割負担 397円	454円	514円	572円	631円	
	2割負担 794円	907円	1,027円	1,143円	1,261円	
	3割負担 1,190円	1,361円	1,541円	1,714円	1,891円	

● 加算料金

		1割負担	2割負担	3割負担
<input type="checkbox"/>	入浴介助加算(I) 1回/日	43円	86円	129円
<input type="checkbox"/>	入浴介助加算(II) 1回/日	59円	118円	177円
<input type="checkbox"/>	個別機能訓練加算(I)イ 1回/日	60円	120円	180円
<input type="checkbox"/>	口腔機能向上加算(II) 2回/月	172円	343円	515円
<input type="checkbox"/>	認知症加算 1回/日	65円	129円	193円
<input type="checkbox"/>	科学的介護推進体制加算 1回/月	43円	86円	129円
<input type="checkbox"/>	サービス提供体制強化加算(III) 1回/日	7円	13円	20円

《横浜市通所介護相当サービス》

1ヶ月あたりの自己負担額		通所型独自サービス1, 2	通所型独自サービス2
費用区分	利用区分	<input type="checkbox"/> 週1回程度利用	<input type="checkbox"/> 週2回程度利用
通所型サービス費 日常生活上の支援・生活行為向上支援 (送迎・入浴を含みます。)	単位	1,798単位	3,621単位
	1割負担	1,928円	3,882円
	2割負担	3,855円	7,764円
	3割負担	5,783円	11,646円

1ヶ月あたりの自己負担額		要支援1・2	要支援2
費用区分	利用区分	<input type="checkbox"/> 週1回程度利用	<input type="checkbox"/> 週2回程度利用
通所型サービス費 日常生活上の支援・生活行為向上支援 (送迎・入浴を含みます。)	単位	1,798単位	3,621単位
	1割負担	1,928円	3,882円
	2割負担	3,855円	7,764円
	3割負担	5,783円	11,646円

● 加算料金

	1割負担	2割負担	3割負担
<input type="checkbox"/> 口腔機能向上加算(Ⅱ) 2回/月	172円	343円	515円
<input type="checkbox"/> サービス提供強化加算(Ⅲ) 1回/月 (週1回程度利用)	26円	52円	78円
<input type="checkbox"/> サービス提供強化加算(Ⅲ) 1回/月 (週2回程度利用)	52円	103円	155円
<input type="checkbox"/> 科学的介護推進体制加算 1回/月	43円	86円	129円

※上記の額は利用1回あたりの介護報酬告示上の単位に、1単位10.72円の地域単価を乗じた額の、利用者にご負担いただく1割相当の額です。(一定以上所得者は2割又は3割)

*利用者負担算出方法

地域単価×単位数=○○円 (1円未満切り捨て)

○○円 - (○○円 × 0.9 (1円未満切り捨て)) = △△円 (利用者負担額1割)

○○円 - (○○円 × 0.8 (1円未満切り捨て)) = △△円 (利用者負担額2割)

○○円 - (○○円 × 0.7 (1円未満切り捨て)) = △△円 (利用者負担額3割)

*介護職員処遇改善加算

介護報酬総単位数（基本サービス費+各種加算減算）×加算率（9.0%）×地域単価（横浜市 10.72）の額を原則1割、一定以上所得者は2割又は3割ご負担いただきます。

（事業の実施地域）

第12条 事業の実施地域は次のとおりとする。

横浜市 西 区…全 域

中 区…末吉町・伊勢佐木町・曙町・弥生町・若葉町・長者町・蓬莱町・羽衣町
未広町・福富町・（東・仲・西通）・吉田町・初音町・英町・黄金町
赤門町・日の出町・宮川町・野毛町・花咲町・桜木町・常盤町・住吉町
相生町・太田町・弁天通・本町・港町・真砂町・尾上町・日本大通・
北仲通・元浜町・海岸通

南 区…三春台・伏見町・清水ヶ丘・庚台・前里町

（サービスの提供記録の記載）

第13条 通所介護・横浜市通所介護相当サービスを提供した際には、その提供日及び内容・当該通所介護・横浜市通所介護相当サービスについて、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

（秘密保持）

第14条 本事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2. 職員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずる。

（虐待防止に関する事項）

第15条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) 虐待防止委員会の設置、指針の策定
 - (4) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（苦情処理）

第16条 提供した通所介護・横浜市通所介護相当サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置・担当者の配置・事実関係の調査の実施・改善措置・利用者又は

家族に対する説明・記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第17条 利用者に対する、通所介護・横浜市通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。但し、加入している東京海上日動火災株式会社 介護保険・社会福祉事業者総合保険で対応する。

(衛生管理)

第18条 通所介護・横浜市通所介護相当サービスに使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2. 従業員等は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時に於ける対応方法)

第19条 通所介護・横浜市通所介護相当サービスの提供中に、利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第20条 利用者に対する通所介護などにより事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者にかかる居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者及び地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第21条 通所介護・横浜市通所介護相当サービスの提供中に、天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。又、管理者は日常的に具体的な対処方法・避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2. 非常災害に備え定期的に避難訓練等を行う。

(サービス利用時の留意事項)

第22条 通所介護・横浜市通所介護相当サービスの利用にあたっては、他の利用者に著しく迷惑をかける等の行為を行った場合や、サービス提供中にバイタル等に異常が発生した場合は、サービスを中止することができる。

2. 利用者が、利用や送迎を中止する場合は、前日までに連絡するものとする。但し、急病等の突発的な場合は、できるだけ早く事業所に連絡をするものとする。

3. サービス提供中に緊急事態が発生した場合は、職員の指示に従うこととする。

(その他運営についての留意事項)

第23条 事業所は、職員の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

一、 採用時研修 …… 採用後6か月以内

二、 外部研修 …… 適宜

2. 職員は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者又は家族から求められた時はこれを

提示する。

3. 事業所は、この事業を行うためケース記録・利用者負担金収納簿・その他必要な記録及び帳簿類を整備する。
4. この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は管理者が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

平成13年	4月1日付改正	平成26年	4月1日付改正	令和6年	6月1日付改正
平成14年	4月1日付改正	平成27年	4月1日付改正	令和6年	7月1日付改正
平成15年	4月4日付改正	平成28年	4月1日付改正	令和7年	4月1日付改正
平成15年12月1日付改正		平成28年10月1日付改正			
平成16年	6月1日付改正	平成29年	4月1日付改正		
平成17年	4月1日付改正	平成30年	4月1日付改正		
平成17年10月1日付改正		平成30年	8月1日付改正		
平成18年	7月1日付改正	平成31年	4月1日付改正		
平成19年	4月1日付改正	令和1年	10月1日付改正		
平成21年	4月1日付改正	令和2年	4月1日付改正		
平成22年	4月1日付改正	令和3年	2月1日付改正		
平成23年	8月1日付改正	令和3年	4月1日付改正		
平成24年10月1日付改正		令和4年	4月1日付改正		
平成25年	4月1日付改正	令和4年12月1日付改正			
平成25年10月1日付改正		令和6年	4月1日付改正		